

専決処分の承認を求めることについて

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和6年11月28日提出

大磯町長 池田 東一郎

専決処分書

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 6 年 10 月 18 日

大磯町長 池田 東一郎

（理由）

相手方に対する早急な賠償を実施するに当たり、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため。

損害賠償の額を定めることについて

大磯町は、次のとおり損害を賠償する。

- 1 損害賠償額 45,760 円
- 2 賠償の相手方 法人（詳細省略）
- 3 事故の概要 令和 6 年 9 月 30 日（月）午前 6 時 45 分頃、町道東小磯大磯 1 号線において、道路上に設置されている道路側溝の蓋が、経年劣化により割れており、修繕工事対応までの間、町が養生の為に設置していた鉄板が車両通行時の衝撃により外れ、走行中の法人が所有する普通自動車の下端に接触し、損傷させた。
- 4 対応の経過 令和 6 年 9 月 30 日 事故発生
 令和 6 年 月 日 示談締結